

令和2年 6月22日 開会

令和2年 月 日 閉会

令和2年

第2回別海町議会定例会議案

別 海 町 議 会

令和 2 年 第 2 回別海町議会定例会提出議案

議 案 番 号	目 次	頁
議案第 4 5 号	令和 2 年度別海町一般会計補正予算	1
議案第 4 6 号	令和 2 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算	2
議案第 4 7 号	令和 2 年度別海町下水道事業特別会計補正予算	3
議案第 4 8 号	令和 2 年度別海町介護保険特別会計補正予算	4
議案第 4 9 号	別海町手数料条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第 5 0 号	別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について	6
議案第 5 1 号	別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第 5 2 号	別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	11
議案第 5 3 号	町立別海病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	14
議案第 5 4 号	財産の取得について	15
議案第 5 5 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	16
議案第 5 6 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	18
同意第 3 号	別海町農業委員会委員の任命について	22
同意第 4 号	別海町農業委員会委員の任命について	23
同意第 5 号	別海町農業委員会委員の任命について	24
同意第 6 号	別海町農業委員会委員の任命について	25
同意第 7 号	別海町農業委員会委員の任命について	26
同意第 8 号	別海町農業委員会委員の任命について	27
同意第 9 号	別海町農業委員会委員の任命について	28
同意第 1 0 号	別海町農業委員会委員の任命について	29
同意第 1 1 号	別海町農業委員会委員の任命について	30
同意第 1 2 号	別海町農業委員会委員の任命について	31
同意第 1 3 号	別海町農業委員会委員の任命について	32
同意第 1 4 号	別海町農業委員会委員の任命について	33
同意第 1 5 号	別海町農業委員会委員の任命について	34
同意第 1 6 号	別海町農業委員会委員の任命について	35

議 案 番 号	目 次	頁
同意第 1 7 号	別海町農業委員会委員の任命について	36
同意第 1 8 号	別海町農業委員会委員の任命について	37
同意第 1 9 号	別海町農業委員会委員の任命について	38
同意第 2 0 号	別海町農業委員会委員の任命について	39
同意第 2 1 号	別海町農業委員会委員の任命について	40
同意第 2 2 号	別海町農業委員会委員の任命について	41
同意第 2 3 号	別海町農業委員会委員の任命について	42
同意第 2 4 号	別海町農業委員会委員の任命について	43
同意第 2 5 号	別海町農業委員会委員の任命について	44
同意第 2 6 号	別海町農業委員会委員の任命について	45
同意第 2 7 号	別海町農業委員会委員の任命について	46
同意第 2 8 号	別海町農業委員会委員の任命について	47
同意第 2 9 号	別海町農業委員会委員の任命について	48
報告第 3 号	令和元年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書について	49
報告第 4 号	令和元年度別海町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	51
報告第 5 号	専決処分の報告について	53

議案第45号

令和2年度別海町一般会計補正予算

令和2年度別海町一般会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和2年6月22日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 46 号

令和 2 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算

令和 2 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 6 月 22 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 47 号

令和 2 年度別海町下水道事業特別会計補正予算

令和 2 年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 6 月 22 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 48 号

令和 2 年度別海町介護保険特別会計補正予算

令和 2 年度別海町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 6 月 22 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第49号

別海町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

別海町手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月22日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町手数料条例の一部を改正する条例

別海町手数料条例（平成12年別海町条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表中21の項を削除し、22の項から40の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年5月25日から適用する。

議案第 50 号

別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について

別海町町税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 6 月 22 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町町税条例の一部を改正する条例

(別海町町税条例の一部改正)

第 1 条 別海町町税条例（昭和 31 年別海村条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 10 条中「法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで」の次に「、第 61 条又は第 62 条」を、「又は附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで」の次に「、第 61 条若しくは第 62 条」を加える。

附則第 10 条の 2 第 16 項中「をいう」の次に「。第 18 項において同じ」を加え、同条に次の 1 項を加える。

18 法附則第 62 条に規定する市町村の条例で定める割合は 0（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあっては、0）とする。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第22条 第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について、第9条第8項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第9項第4号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。

2 第10条第1項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権について、第10条第2項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第7号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。

(別海町町税条例の一部改正)

第2条 別海町町税条例(昭和31年別海村条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第18項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第23条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第33条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第24条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

議案第 5 1 号

別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 6 月 2 2 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

別海町国民健康保険税条例（昭和 3 5 年別海村条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「6 1 万円」を「6 3 万円」に改め、同条第 4 項ただし書中「1 6 万円」を「1 7 万円」に改める。

第 2 1 条中「6 1 万円」を「6 3 万円」に、「1 6 万円」を「1 7 万円」に改め、同条第 2 号中「2 8 万円」を「2 8 5, 0 0 0 円」に改め、同条第 3 号中「5 1 万円」を「5 2 万円」に改める。

附則第 4 項及び第 5 項中「第 3 5 条の 2 第 1 項」の次に「、第 3 5 条の 3 第 1 項」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。ただし、附則第4項及び第5項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の別海町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第52号

別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

別海町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月22日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町介護保険条例の一部を改正する条例

別海町介護保険条例（平成12年別海町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「令和元年度及び」を削り、「22,000円」を「17,600円」に改め、同条第4項中「令和元年度及び」を削り、「22,000円」を「17,600円」に、「33,200円」を「29,400円」に改め、同条第5項中「令和元年度及び」を削り、「22,000円」を「17,600円」に、「42,600円」を「41,100円」に改める。

附 則

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免）

第1条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、規則で定めるところにより、令和元年度分及び令和2年度分の保険料（令和2年2月1日から令和3年3月31日ま

での間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものに限り、第1号被保険者の資格の取得に係る届出を14日以内に行われなかったことにより、令和2年1月以前の納期に係る納期限が同年2月1日以後に定められているものを除く。）を減免することができる。

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、その属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれる第1号被保険者であって、次のいずれにも該当するもの

ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上

イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、規則で定める期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、住所

(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 減免を必要とする理由

3 第1項の規定による減免をした場合における第11条第1項の規定の適用については、同項中「必要があると認められる者」とあるのは、「必要があると認められる者（附則第1条第1項の規定の適用を受ける者を除く。）」とする。

（施行期日）

第2条 この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。ただし、改正後の別海町介護保険条例附則第1条の規定は、令和2年2月1日から適用する。

（経過措置）

第3条 改正後の別海町介護保険条例第4条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。

議案第 53 号

町立別海病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

町立別海病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 6 月 22 日提出

別海町長 曾 根 興 三

町立別海病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

町立別海病院事業の設置等に関する条例（昭和 42 年別海町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項に次の 1 号を加える。

（11） 脳神経内科

附 則

この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

議案第 5 4 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 2 2 日提出

別海町長 曾 根 興 三

1 取得する財産の種類及び数量

生活バス 1 台

2 取得の方法 指名競争入札による契約

3 取得価格 3 1, 5 1 5, 0 0 0 円

(内消費税及び地方消費税額 2, 8 6 5, 0 0 0 円)

4 取得の相手方 標津郡中標津町東十三条南 1 丁目 1

東北北海道いすゞ自動車株式会社 中標津支店

支店長 小森 隆徳

議案第 5 5 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、上風連辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

令和2年6月22日提出

別海町長 曾 根 興 三

総合整備計画書

北海道別海町上風連辺地
(辺地の人口 386人、面積 119.7km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町上風連

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町上風連174番地44

(3) 辺地度点数

148点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

交通道路～ 近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため計画的に橋梁の架け替え及び補修を実施し、延命化を図る必要がある。

産業農林道～ 大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要がある。
開南地区(L=3,030m W=4.0m)、上風連北地区(L=2,196m W=4.0m)、根室中部7号支線地区(L=220m W=4.0m)、開南北第1地区(L=630m W=4.0m)、開南北第2地区(L=300m W=4.0m)

3. 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度までの5年間

(単位:千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
交通道路 (橋梁長寿命化補修事業)	別海町	66,110	40,723	25,387	25,200
産業農林道 (開南地区農道整備事業外4事業)	北海道 別海町	979,200	694,314	284,886	283,400
合計		1,045,310	735,037	310,273	308,600

議案第 56 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定に基づき、尾岱沼、上春別及び西春別辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和 2 年 6 月 22 日提出

別海町長 曾 根 興 三

総合整備計画書

(第4次変更)

北海道別海町尾岱沼辺地
(辺地の人口 1,466人、面積 29.4km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町尾岱沼・尾岱沼潮見町・尾岱沼港町・尾岱沼岬町

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町尾岱沼港町155番地1

(3) 辺地度点数

122点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

下水道～施設の老朽化に伴う事故・機能停止は社会生活に重大な影響を及ぼすため、改築・更新を計画的に進める必要がある。

生活バス～本辺地内の住民の生活基盤となるバス路線維持のため、車両の更新を計画的に進める必要がある。

へき地集会室～本施設は建設から35年が経過し、老朽化が進んでいる。学校管理運営上及び地域住民の活動の基点として重要な施設であるため、改修を行う必要がある。

消防施設～災害等より住民の安全を守るため、消防施設の計画的な整備を行う必要がある。

経営近代化施設～施設の老朽化に伴う稼働停止は本町の産業に重大な影響を及ぼすため、改修・更新を行う必要がある。また、安定した畜産物供給体制の確立のため草地整備等を行い、自給飼料基盤の強化を図る必要がある。

観光レク施設～本施設内の宿泊棟は設置から23年が経過し、老朽化が進んでいる。自然景観を求め本町を訪れる観光客へ快適な宿泊環境を提供するため、改修を行う必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

平成29年度から令和3年度までの5年間

(単位:千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
下水道 (漁業集落排水事業)	別海町	23,000	11,500	11,500	11,500
生活バス (地域生活バス購入事業)	別海町	35,000		35,000	35,000
へき地集会室 (小学校校舎等改修事業)	別海町	97,450	24,442	73,008	56,800
消防施設 (高規格救急車購入事業)	別海町	(42,765) 0		(42,765) 0	(42,700) 0
経営近代化施設 (ウニ種苗育成センター改修事業外1事業)	別海町 北海道農業公社	207,679	12,921	194,758	194,600
観光レク施設 (尾岱沼ふれあいキャンプ場改修事業)	別海町	20,700		20,700	20,700
合 計		(426,594) 383,829	48,863	(377,731) 334,966	(361,300) 318,600

総合整備計画書

(第1次変更)

北海道別海町上春別辺地
(辺地の人口 806人、面積 101.1km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町上春別

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町上春別南町6番地1

(3) 辺地度点数

146点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- 交通道路～ 近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため計画的に橋梁の架け替え及び改修を実施し、延命化を図る必要がある。上春別原野54線(L=4,450m W=4.0m)
- 生活バス～ 本辺地内の住民の生活基盤となるバス路線維持のため、適切に車両の更新を進める必要がある。
- 通学バス～ 小・中学校への遠距離通学対策として通学バスは必要不可欠なものであるが、現存車両の老朽化が進んでいるため、更新購入する必要がある。
- 下水道～ 施設の老朽化に伴う事故・機能停止は社会生活に重大な影響を及ぼすため、改築・更新を計画的に進める必要がある。
- 産業道路～ 大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要がある。上西別地区(L=547m W=4.0m)、恩根内地区(L=1,096m W=4.0m)
- 産業農林道～ 大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要がある。大成零号地区(L=3,738m W=4.0m)

3. 公共的施設の整備計画

令和元年度から令和5年度までの5年間

(単位:千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
交通道路 (橋梁長寿命化補修事業外1事業)	別海町	(341,900) 166,200	(44,905) 102,377	(296,995) 63,823	(296,700) 63,300
生活バス (地域生活バス購入事業)	別海町	27,620		27,620	27,400
通学バス (スクールバス購入事業)	別海町	21,789	3,680	18,109	17,000
下水道 (農業集落排水事業)	別海町	163,200	81,600	81,600	40,700
産業道路 (上西別地区基盤整備促進事業外2事業)	北海道 別海町	244,250	151,565	92,685	90,900
産業農林道 (大成零号地区農道整備事業)	北海道	646,000	500,650	145,350	145,200
合 計		(1,444,759) 1,269,059	(782,400) 839,872	(662,359) 429,187	(617,900) 384,500

総合整備計画書

(第4次変更)

北海道別海町西春別辺地
(辺地の人口 2,751人、面積 152.5km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町西春別・西春別昭栄町・西春別本久町・西春別宮園町・
西春別清川町・西春別幸町・西春別駅前寿町・西春別駅前錦町・
西春別駅前栄町・西春別駅前西町・西春別駅前柏町・西春別駅前曙町

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町西春別駅前錦町39番地

(3) 辺地度点数

104点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

交通道路～ 近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため計画的に橋梁の架け替え及び補修を実施し、延命化を図る必要がある。西春別駅前3条通西線(L=140m W=4.0m)

生活バス～ 本辺地内の住民の生活基盤となるバス路線維持のため、車両の更新を計画的に進める必要がある。

集会施設～ 住民がコミュニティ活動・交流等を行う場として必要不可欠な施設であるが、老朽化が著しく利用に支障を来しているため、町内会が実施する施設整備に対し支援を行う必要がある。

産業農林道～ 大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要がある。西和地区(改良L=509m、舗装L=1,894m W=4.0m) 協和第1地区(調査設計・用地確定測量・改良・舗装L=510m W=4.0m) 北栄地区(L=2,570m W=4.0m)

下水道～ 施設の老朽化に伴う事故・機能停止は社会生活に重大な影響を及ぼすため、改築・更新を計画的に進める必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

平成29年度から令和3年度までの5年間

(単位:千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
交通道路 (橋梁長寿命化補修事業外2事業)	別海町	(352,328) 317,528	199,350	(152,978) 118,178	(152,800) 118,000
生活バス (生活バス購入事業)	別海町	32,469		32,469	32,300
集会施設 (振興奨励地区会館等整備事業)	別海町	3,218		3,218	3,200
産業農林道 (西和地区基盤整備促進事業外2事業)	北海道 別海町	447,357	287,558	159,799	157,900
下水道 (農業集落排水事業)	別海町	201,000	92,500	108,500	54,100
合 計		(1,036,372) 1,001,572	579,408	(456,964) 422,164	(400,300) 365,500

同意第 3 号

別海町農業委員会委員の任命について

次の者を別海町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 2 2 日提出

別海町長 曾 根 興 三

- | | | |
|---|------|--------------------------------------|
| 1 | 住 所 | 野付郡別海町中西別 1 3 9 番地の 1 2 |
| 2 | 氏 名 | 藤 井 実 |
| 3 | 生年月日 | 昭和 2 9 年 1 月 1 0 日 |
| 4 | 任 期 | 令和 2 年 7 月 2 0 日から令和 5 年 7 月 1 9 日まで |

同意第4号

別海町農業委員会委員の任命について

次の者を別海町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月22日提出

別海町長 曾 根 興 三

- 1 住 所 野付郡別海町中西別310番地の42
- 2 氏 名 藤 田 浩 義
- 3 生年月日 昭和35年4月26日
- 4 任 期 令和2年7月20日から令和5年7月19日まで

同意第 5 号

別海町農業委員会委員の任命について

次の者を別海町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 2 2 日提出

別海町長 曾 根 興 三

- 1 住 所 野付郡別海町中春別 7 5 番地の 2 4
- 2 氏 名 小 野 榮 一
- 3 生年月日 昭和 2 9 年 7 月 1 7 日
- 4 任 期 令和 2 年 7 月 2 0 日から令和 5 年 7 月 1 9 日まで

同意第 6 号

別海町農業委員会委員の任命について

次の者を別海町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 2 2 日提出

別海町長 曾 根 興 三

- | | |
|--------|--------------------------------------|
| 1 住 所 | 野付郡別海町本別 4 番地の 4 4 |
| 2 氏 名 | 信 夫 重 勝 |
| 3 生年月日 | 昭和 3 9 年 2 月 9 日 |
| 4 任 期 | 令和 2 年 7 月 2 0 日から令和 5 年 7 月 1 9 日まで |

同意第 7 号

別海町農業委員会委員の任命について

次の者を別海町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 2 2 日提出

別海町長 曾 根 興 三

- | | |
|--------|--------------------------------------|
| 1 住 所 | 野付郡別海町上春別 1 3 8 番地の 1 6 |
| 2 氏 名 | 中 洞 薫 |
| 3 生年月日 | 昭和 2 9 年 1 月 2 0 日 |
| 4 任 期 | 令和 2 年 7 月 2 0 日から令和 5 年 7 月 1 9 日まで |

同意第 8 号

別海町農業委員会委員の任命について

次の者を別海町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 2 2 日提出

別海町長 曾 根 興 三

- 1 住 所 野付郡別海町上春別 3 1 7 番地の 2
- 2 氏 名 羽 石 健 一
- 3 生年月日 昭和 4 3 年 1 0 月 1 9 日
- 4 任 期 令和 2 年 7 月 2 0 日から令和 5 年 7 月 1 9 日まで

同意第9号

別海町農業委員会委員の任命について

次の者を別海町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月22日提出

別海町長 曾 根 興 三

- | | |
|--------|------------------------|
| 1 住 所 | 野付郡別海町豊原13番地の1 |
| 2 氏 名 | 芳 賀 均 |
| 3 生年月日 | 昭和36年5月3日 |
| 4 任 期 | 令和2年7月20日から令和5年7月19日まで |

同意第10号

別海町農業委員会委員の任命について

次の者を別海町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月22日提出

別海町長 曾 根 興 三

- 1 住 所 野付郡別海町別海275番地の11
- 2 氏 名 押 田 賢 二
- 3 生年月日 昭和47年9月29日
- 4 任 期 令和2年7月20日から令和5年7月19日まで

同意第 11 号

別海町農業委員会委員の任命について

次の者を別海町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 22 日提出

別海町長 曾 根 興 三

- 1 住 所 野付郡別海町別海 50 番地の 12
- 2 氏 名 山 田 良 雄
- 3 生年月日 昭和 30 年 9 月 10 日
- 4 任 期 令和 2 年 7 月 20 日から令和 5 年 7 月 19 日まで

同意第12号

別海町農業委員会委員の任命について

次の者を別海町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月22日提出

別海町長 曾 根 興 三

- | | | |
|---|------|------------------------|
| 1 | 住 所 | 野付郡別海町美原6番地の4 |
| 2 | 氏 名 | 加 藤 真 純 |
| 3 | 生年月日 | 昭和34年7月2日 |
| 4 | 任 期 | 令和2年7月20日から令和5年7月19日まで |

同意第 13 号

別海町農業委員会委員の任命について

次の者を別海町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 22 日提出

別海町長 曾 根 興 三

- | | | |
|---|------|------------------------------------|
| 1 | 住 所 | 野付郡別海町美原 48 番地の 3 |
| 2 | 氏 名 | 畠 山 友 子 |
| 3 | 生年月日 | 昭和 39 年 1 月 8 日 |
| 4 | 任 期 | 令和 2 年 7 月 20 日から令和 5 年 7 月 19 日まで |

同意第 14 号

別海町農業委員会委員の任命について

次の者を別海町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 22 日提出

別海町長 曾 根 興 三

- 1 住 所 野付郡別海町尾岱沼 1 番地の 7 4
- 2 氏 名 内 藤 宏 幸
- 3 生年月日 昭和 37 年 1 月 18 日
- 4 任 期 令和 2 年 7 月 20 日から令和 5 年 7 月 19 日まで

同意第15号

別海町農業委員会委員の任命について

次の者を別海町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月22日提出

別海町長 曾 根 興 三

- | | |
|--------|------------------------|
| 1 住 所 | 野付郡別海町別海171番地の17 |
| 2 氏 名 | 阿 部 浩 |
| 3 生年月日 | 昭和42年7月30日 |
| 4 任 期 | 令和2年7月20日から令和5年7月19日まで |

同意第16号

別海町農業委員会委員の任命について

次の者を別海町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月22日提出

別海町長 曾 根 興 三

- | | |
|--------|------------------------|
| 1 住 所 | 野付郡別海町豊原6番地の68 |
| 2 氏 名 | 伊 藤 一 吉 |
| 3 生年月日 | 昭和36年3月26日 |
| 4 任 期 | 令和2年7月20日から令和5年7月19日まで |

同意第 17 号

別海町農業委員会委員の任命について

次の者を別海町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 22 日提出

別海町長 曾 根 興 三

- 1 住 所 野付郡別海町中西別 76 番地の 15
- 2 氏 名 林 武 雄
- 3 生年月日 昭和 31 年 7 月 9 日
- 4 任 期 令和 2 年 7 月 20 日から令和 5 年 7 月 19 日まで

同意第 18 号

別海町農業委員会委員の任命について

次の者を別海町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 22 日提出

別海町長 曾 根 興 三

- 1 住 所 野付郡別海町西春別駅前柏町 8 番地
- 2 氏 名 及 川 哲 夫
- 3 生年月日 昭和 27 年 12 月 30 日
- 4 任 期 令和 2 年 7 月 20 日から令和 5 年 7 月 19 日まで

同意第 19 号

別海町農業委員会委員の任命について

次の者を別海町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 22 日提出

別海町長 曾 根 興 三

- | | | |
|---|------|------------------------------------|
| 1 | 住 所 | 野付郡別海町上春別 149 番地の 2 |
| 2 | 氏 名 | 浦 山 宏 一 |
| 3 | 生年月日 | 昭和 35 年 8 月 29 日 |
| 4 | 任 期 | 令和 2 年 7 月 20 日から令和 5 年 7 月 19 日まで |

同意第 20 号

別海町農業委員会委員の任命について

次の者を別海町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 22 日提出

別海町長 曾 根 興 三

- | | | |
|---|------|--------------------------------------|
| 1 | 住 所 | 野付郡別海町泉川 1 1 0 番地の 3 1 |
| 2 | 氏 名 | 木 幡 誠 |
| 3 | 生年月日 | 昭和 2 8 年 2 月 1 6 日 |
| 4 | 任 期 | 令和 2 年 7 月 2 0 日から令和 5 年 7 月 1 9 日まで |

同意第 21 号

別海町農業委員会委員の任命について

次の者を別海町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 22 日提出

別海町長 曾 根 興 三

- 1 住 所 野付郡別海町泉川 75 番地の 27
- 2 氏 名 竹 花 新 吉
- 3 生年月日 昭和 36 年 1 月 22 日
- 4 任 期 令和 2 年 7 月 20 日から令和 5 年 7 月 19 日まで

同意第 2 2 号

別海町農業委員会委員の任命について

次の者を別海町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 2 2 日提出

別海町長 曾 根 興 三

- 1 住 所 野付郡別海町上風連 2 3 番地の 2
- 2 氏 名 小 島 敏
- 3 生年月日 昭和 3 2 年 5 月 2 日
- 4 任 期 令和 2 年 7 月 2 0 日から令和 5 年 7 月 1 9 日まで

同意第 23 号

別海町農業委員会委員の任命について

次の者を別海町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 22 日提出

別海町長 曾 根 興 三

- | | | |
|---|------|------------------------------------|
| 1 | 住 所 | 野付郡別海町上春別 17 番地の 16 |
| 2 | 氏 名 | 加 藤 和 広 |
| 3 | 生年月日 | 昭和 28 年 11 月 26 日 |
| 4 | 任 期 | 令和 2 年 7 月 20 日から令和 5 年 7 月 19 日まで |

同意第 2 4 号

別海町農業委員会委員の任命について

次の者を別海町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 2 2 日提出

別海町長 曾 根 興 三

- 1 住 所 野付郡別海町西春別 1 3 1 番地の 1 8
- 2 氏 名 大 内 敏 光
- 3 生年月日 昭和 3 3 年 1 2 月 2 8 日
- 4 任 期 令和 2 年 7 月 2 0 日から令和 5 年 7 月 1 9 日まで

同意第 25 号

別海町農業委員会委員の任命について

次の者を別海町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 22 日提出

別海町長 曾 根 興 三

- | | | |
|---|------|------------------------------------|
| 1 | 住 所 | 野付郡別海町大成 60 番地の 4 |
| 2 | 氏 名 | 石 毛 剛 |
| 3 | 生年月日 | 昭和 36 年 5 月 19 日 |
| 4 | 任 期 | 令和 2 年 7 月 20 日から令和 5 年 7 月 19 日まで |

同意第26号

別海町農業委員会委員の任命について

次の者を別海町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月22日提出

別海町長 曾 根 興 三

- | | | |
|---|------|------------------------|
| 1 | 住 所 | 野付郡別海町奥行13番地の183 |
| 2 | 氏 名 | 齊 藤 主 夫 |
| 3 | 生年月日 | 昭和38年5月14日 |
| 4 | 任 期 | 令和2年7月20日から令和5年7月19日まで |

同意第 27 号

別海町農業委員会委員の任命について

次の者を別海町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 22 日提出

別海町長 曾 根 興 三

- 1 住 所 野付郡別海町西春別 121 番地の 3
- 2 氏 名 中 村 繁 男
- 3 生年月日 昭和 29 年 9 月 30 日
- 4 任 期 令和 2 年 7 月 20 日から令和 5 年 7 月 19 日まで

同意第 28 号

別海町農業委員会委員の任命について

次の者を別海町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 22 日提出

別海町長 曾 根 興 三

- 1 住 所 野付郡別海町別海旭町 150 番地の 4
- 2 氏 名 山 崎 茂
- 3 生年月日 昭和 32 年 2 月 20 日
- 4 任 期 令和 2 年 7 月 20 日から令和 5 年 7 月 19 日まで

同意第 29 号

別海町農業委員会委員の任命について

次の者を別海町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 22 日提出

別海町長 曾 根 興 三

- 1 住 所 野付郡別海町西春別 350 番地の 5
- 2 氏 名 市 川 義 晴
- 3 生年月日 昭和 28 年 2 月 12 日
- 4 任 期 令和 2 年 7 月 20 日から令和 5 年 7 月 19 日まで

報告第3号

令和元年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を次のとおり調製したので報告する。

令和2年6月22日提出

別海町長 曾 根 興 三

令和元年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳						一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源				その他	
						国庫支出金	道支出金	町債			
2	総務費	1 総務管理費	963,000	963,000		963,000					
6	農林水産業費	1 農業費	684,476,000	684,476,000			684,476,000				
6	農林水産業費	4 水産業費	50,800,000	50,800,000				50,700,000			100,000
9	消防費	1 消防費	259,060,000	69,775,000				69,700,000			75,000
10	教育費	2 小学校費	84,500,000	75,004,000		32,704,000		41,300,000			1,000,000
10	教育費	3 中学校費	75,500,000	67,021,000		29,221,000		36,800,000			1,000,000
10	教育費	6 保健体育費	32,200,000	32,200,000		14,224,000		17,700,000			276,000
合計			1,187,499,000	980,239,000		77,112,000	684,476,000	216,200,000			2,451,000

報告第4号

令和元年度別海町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を次のとおり調製したので報告する。

令和2年6月22日提出

別海町長 曾 根 興 三

令和元年度別海町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源
					既 収 入 特定財源	未収入特定財源				
						国庫支出金	道支出金	町債	その他	
3 集落排水施設費	1 農業集落排水施設費	農業集落排水事業	87,300,000	87,300,000		43,650,000		43,600,000		50,000

報告第5号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年6月22日提出

別海町長 曾 根 興 三

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年6月3日

別海町長 曾 根 興 三

工事請負契約の一部変更について

令和元年6月21日議案第44号により議決を経て締結、令和2年4月10日に専決処分した、防災行政無線設備改修その2工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「210,353,000円(内消費税及び地方消費税額19,123,000円)」を「208,340,000円(内消費税及び地方消費税額18,940,000円)」に改める。

